明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第十七条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令（**総務・法務・経済産業一**）　一

○農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・環境一**）　二

○悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（**環境七**）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき指定調査機関の名称の変更の届出があった件（**総務・法務・経済産業一**）　二

○消防表彰規程の一部を改正する件（**消防庁三**）

○科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定の署名及び口上書の交換に関する件（**外務一七八**）

○平成二十三年七月十九日から発行を開始する日本銀行券壱万円及び千円の様式を定める件（**財務一四一**）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産八四六～八六一**）　七

○船舶等振興機関から名称の変更の届出があった件（**国土交通四二三**）　八

○立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道を指定した件（**同四二四**）

○道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する件（**同四二五**）

○平成二十一年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件（**環境四六**）　九

○道路に関する件（**東北地方整備局九二、九三**）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局二三九、二四〇**）

○道路に関する件（**中国地方整備局九一、九二**）

○道路に関する件（**九州地方整備局九四、九五**）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣府　外務省　一〇

〔官庁報告〕

財　政

日本放送協会平成二十三年度収支予算について（総務省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　二九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

特殊法人等

公立学校共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他

省　令

○総務省・法務省・経済産業省令第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）を実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律第十七条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日

総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
経済産業大臣　海江田万里

電子署名及び認証業務に関する法律第十七条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令

電子署名及び認証業務に関する法律第十七条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令（平成十五年総務省・法務省・経済産業省令第三号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省・環境省令第一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条ただし書の規定に基づき、農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十条第一項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。